

# 訓令

## 埼玉県訓令第五号

本庁  
地域機関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表中秩父高原牧場の項を削り、農業技術研究センターの項を次のように改める。

農業技術研究センター	家畜の飼育の業務に従事する職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	勤務時間が7時間45分の場合は1時間又は45分とし、その時は、業務の実情に応じ所属長が定める。
------------	-----------------	-------	-------	-------	---

### 附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。